

沖縄の復帰運動についての一視点

西原 森 茂

- 1、沖縄の復帰運動における復帰の概念
- 2、社大党・復帰協の復帰政策
- 3、結びにかえて

1 沖縄の復帰運動における復帰の概念

沖縄における復帰の概念を、状況、組織、制度の関連で規定すると、それは自らの生存（その帰結として憲法に保障された権利）を希求する意識であり、このような意識に基づいて起こされた集合的行動が、沖縄の復帰運動であった。本来、復帰とは、もとの場所、地位、状態などに戻る意であるが、沖縄は、今時大戦での敗戦によって、日本本土から施政権が分離されたために、同一民族による政治を志向し、それを求める運動として、復帰運動を起こしたのである。したがって沖縄の復帰運動には、民族のアイデンティティーを求める自然の発露としての一面を否定することはできない。他方、理想的な政治社会を作為的に求め、そこにおいて自由、平等な人間関係を築こうとする面をも有している。したがって、沖縄の復帰運動の考察には、民族の根底にうごめく復帰の心情を洞察するとともに、その発展過程を、政治的な力関係のなかで考察する必要がある。

復帰の心情とは、「血は水よりも濃しといわれる如く、沖縄全住民は、日本民族たる自覚強烈、いかなる境遇に陥るも、本土同胞と運命を共にしたいとの念願⁽¹⁾」であるといわれる。換言すれば、復帰は、子が親の家に帰りたがる心であり、日本人だから日本に帰りたいという人情の自然の発露⁽²⁾であり、復帰の「熱望」は、「自然で深く人間性に基づくもの」で、「自由で人間らしい生活をとりもどしたい」ということ⁽³⁾であった。血縁関係が根強い沖縄の社会で、民族的結合を強調することは、確かに共感につながる要素をもっている。現代の沖縄社会で、血縁が政治を左右しているとはいえないとしても、沖縄で民族の絆が強調され、共感をよぶ背景には、政治意識の根底に民族感情が作用しているとみることができよう。「子が親を求める」ような日本復帰は、自然の摂理だとされる。このような思考に基づけば、復帰運動は、せいぜい「アメリカ世から大和世へ」の移行であり、それが実現されないかぎり、社会変革はいっさい不可能だとされるのである。

(1) 祖国復帰闘争史編纂委員会編、『沖縄県祖国復帰闘争史』、沖縄時事出版、1982、7頁(以下『復帰闘争史』と略称)。

(2) 同上書、6頁。

(3) 「マッカーサー元帥への陳情」(1946. 10)、同上書、8頁。

しかし、復帰を自然の摂理とする思考は、復帰運動の中で微妙に変化しはじめた。「人情の自然の発露」としての復帰感、「正しい自然の要求」（屋良朝苗）、「本然の姿をとり返すための闘いそのもの」（兼次佐一）という表現になり、⁽⁴⁾運動および組織的思考が付加されてきた。しかしかれらにとって復帰運動は、民族のアイデンティティー高揚のための運動、すなわち全国民へのアピールであり、米軍や日本政府への陳情を基調としていた。作為による政治社会の変革という観念に至るには、運動の構築のみでなく、意識の面におけるラディカルな変革をも必要としていた。ともあれ、沖縄の住民は、戦争および米軍の弾圧を反面教師として、平和、人権尊重、自治の必要性を痛感し、複雑な状況の中で復帰運動を構築していった。復帰運動の過程で民族の血縁の論理は、不十分ながら権利の論理へ転化され、展開されたといえよう。すなわち平和への希求は今時大戦での体験を経ており、人権思想は戦争体験に加えて米軍の弾圧、差別を経験している。それらの経験から住民の自治要求は、身近な問題として、具体的に意識化されたのであり、自治は、平和・人権の保障に不可欠の政治的要件と認識されたのである。詳述するまでもなく、沖縄における危機状況は、今時大戦における米軍の上陸による地上戦のみでなく、日本軍による住民被害、続く占領下での米軍の弾圧、土地接收、基地・B52・毒ガス等による恐怖、米軍人の犯罪による被害等々。すなわち、戦火をくぐりぬけた沖縄住民は、安堵感にひたる間もなく、過酷な状況に投げ込まれたのであり、そのような危機的状況のなかから、人間の尊厳と平和への希求に目覚め、復帰運動を展開した。それは人間の本来の姿を希求し、まずそれを回復させようとする行為であった。

人間の本来の姿について、スピノザは、「人間は賢愚を問わず自然の一部分である。そして各人を行動へ駆るすべてのものは、この或はかの人間の本性の中に現われている限りに於ての自然の力に帰せられねばならぬ。実に人間は、常に自然の諸法則・諸規則に従ってのみ行動しているのである。換言すれば、自然権に依ってのみ行動しているのである」と記している。⁽⁵⁾かれの考えによれば、もとの状態にもどるということは、自然権をとりもどすことにはかならない。かれにとって人間と他の動物との違いは、人間が自由意思をもつということであり、「自由であるといわれ得るのは、彼が人間の本性の諸法則に従って存在し、活動する力を有する限りに於てのみ」である。⁽⁶⁾スピノザによると、個々人は自己の存在を維持しようとするならば、協働を不可欠とし、社会を必要とし形成する。また、人間の理性的な行動によって、相互扶助や政治権力がリードされると考えたのである。このような考えに基づくならば、われわれが復帰の概念を明確にしようとする場合、ばく然と「もとの状態にもどすこと」を意味するのではなく、本来の人間の力（自然権）をとりもどそうとする思想が重視されなければならない。自然権の主張は人間の根源としての生存権の主張である。復帰運動のなかで、しばしば人間の固有権についてジェファソンの言葉が引用されたのは、何人たりとも、生存権を本来的にもって

(4) 『復帰闘争史』、1301頁。

(5) スピノザ（畠中尚志訳）、『国家論』、岩波文庫、昭41、19～20頁。

(6) 同上書、22頁。

いると主張するからにはほかならないのである。⁽⁷⁾

ところで、「復帰」の概念は、一般的には「施政権返還」と同一視され、使用されているが、本稿であえて「復帰」と「施政権返還」の両者を区別する意図は、復帰運動の中に沖縄住民の主体性を重視し、強調したいからにはほかならない。すなわち、前者は直接に本来の自己を求め、自己を回復し生かそうとする自律的行為であり、その範疇に施政権返還を位置づけているのに対して、後者は沖縄における施政権の米国から日本への返還を意味し、日米の外交に影響を与えて沖縄住民の希求するものを果たさせようとする意と解される。両者が概念の相違を顕著にしたのは、「1972年返還」を目前にした1969年頃である。沖縄の復帰運動が政策転換をせざるをえなかったのは、従来の「復帰」運動を否定したからではなく、「施政権返還」の限界に気づいたからにはほかならない。施政権返還後も「真の復帰」とか「第二次復帰運動」が叫ばれるのは、両者の含意が異なるからである。言うまでもなく「施政権返還要求」運動が、日本の自主外交に多大な影響を与えたことを、ここで軽視するものではない。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

今日、復帰の概念をあえて混乱させているのは、「施政権返還」によって、沖縄の希求する復帰が実現したと喧伝されるからである。ただし、復帰運動の帰結として施政権返還要求に至ることを認めるとしても、その逆の論理によって沖縄の住民の要求が実現されるとは一概には認めがたいのである。やはり沖縄の復帰運動は自ら求める行為であり、権利獲得によって施政権（主権）を自らのものにする運動である。現実には米軍支配が全面的かつ強力であり、したがって、住民の権利実現の余地がほとんど認められなかったにもかかわらず、民衆の抵抗によって米国民政府が、統治状況を大きく変更したことは、そのような状況下で果された人権回復への住民の営為を示すものである。

上述の復帰の概念を、運動展開を概観するなかで補足説明しよう。1945年の敗戦当時住民の生活感覚は、毎日の食糧確保に精いっぱいであったが、生き残っただけでもありがたいという

- (7) ジェファソンの思想については、拙稿「Th. Jefferson の民主政論についての一考察」（『沖縄法学』第9号参照）。スピノザの思想については、注(5)の他、『神学・政治論』『エチカ』『知性改善論』（いずれも岩波文庫）を、また、本稿との関連で、『世界の名著』25（中央公論社）、新福敬二、『スピノザ研究』有信堂、昭44、を参照。
- (8) 「復帰」の概念は、「沖縄の過去のいわば「総決算」であり、同時に「新しい沖縄」の創造を意味する。原理的には「平和憲法」の理念に内実を与える持続的な努力を通して沖縄人みずからの、ひいては「日本人」の人間解放をはかること」だと規定され（太田昌秀、『拒絶する沖縄—日本復帰と沖縄の心—、サイマル出版会、1971、107頁）、あるいは「より狭く一般的な用法では、沖縄に対する施政権を米国から日本へ返還すること」（比嘉幹郎「沖縄の復帰運動」（日本国際政治学会編『国際政治』52所収）と規定されている。
- (9) 中野好夫・新崎盛暉、『沖縄問題二十年』岩波新書、1965年、では「祖国復帰という沖縄同胞の悲願と施政権返還要求と、そして軍事基地撤去という三つの柱は、わたしたち、国際道義の前に大きく胸を張って十分主張しうる正義の道理だ」と述べ、「復帰」と「施政権返還」を区別している（同書まえがき）。なお、「復帰」の概念について、同書、7、9、22～23、26、103～106頁を参照。
- (10) 「沖縄返還」に関する外交について、自主外交が展開されたことについては、渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交』、福村出版、1970、および「沖縄問題をめぐる政治過程」（『国際政治』52、有斐閣）所収）参照。

気持が強かったという。占領下にあったとはいえ、米軍は解放軍とみられていたこともあって、将来の沖縄社会を憂慮する状況ではなかったようである。いわば虚脱状態であり、したがって、仲吉良光らの請願を除いては、復帰運動はみられなかった。1946年4月「自治制度に関する陳情書」でも米軍の援助と温情に対して感謝が述べられ、米軍政府への信頼がこめられている状況であった。⁽¹⁾ 1951年ころまでこのような状況が続き、「民族の一体化」を志向しながら、沖縄独自の政治体制を模索していた時期であった。⁽²⁾ 結局、沖縄の住民は、署名運動によって「願望」を表明し、「復帰運動」を展開したのである。ただし、当時までの運動は、未だ組織化されるにはいたらず、沖縄の住民の「切なる思い」を表明したにすぎなかった。平良辰雄は、1951年5月、復帰署名運動にあたって、次のように記している。「この運動のすべり出しは予期に反して順調さを欠いていた。」そこで、提唱者がまず先頭に立たなければということになり、平良知事自ら第一号に署名した。「知事がトップを切ったことや群島議会の大多数が動いたことが手助けとなって各市町村もようやく勇気がつき、署名運動も調子づいた。そして6月末には「新進会」の呼びかけで「日本復帰促進青年同志会」が誕生、復帰ムードが醸成された。⁽³⁾ 運動は、その展開過程で、沖縄内部からのみでなく、本土および米国、国際社会からの影響を受けつつ進展した。例えば、本土からの帰省学生からの影響として「歌声運動」や沖縄の各地で学生集会を開いて「ヤンキーゴーホーム」を叫ぶとか、じぐざぐデモやシュプレヒコールなど身近な運動形態から本土マスコミ報道による支援、米国人権協会からの支援書簡、A・A連帯からの支援等広域にわたって、影響を指摘することができる。⁽⁴⁾

ところで、運動の担い手に組織が不可欠であるが、それには当然組織構成員の意識の高揚および社会的活動についての共通理解が前提とされる。しかもそれは、上述のような動的な状況の中で組織化されながら、継続性を保持し、制度変革への活動を可能にしている。運動の担い手としての組織の意義は、そこに存在する。さらに言及するならば組織は政治的状況からの影響を統一して実践するのみでなく、自ら環境に影響を与え、組織意思に即して環境を変革しようとする。したがって、社会変革のためには、このような状況を把握し、それに対応するための決断能力とそれを実践する能力を結合した組織が必要不可欠である。第1回祖国復帰総決起大会（1953. 1）の決議には、「われわれがこの悲願（祖国復帰）を達成するためには同一の目的に大同団結し強力に実践運動を展開して祖国及び米国並びに世界各国の人道主義に基く深い理解と愛情を求めねばならない。（中略）われわれは本然の姿に帰るべく、これが実現を期さねばならない」と述べられている。⁽⁵⁾

(1) 沖縄タイムス編『沖縄の証言』上、昭48、173頁。

(2) 日本復帰論のほか、「琉球独立論」（共和党・仲宗根源和）、「琉球信託統治論」（社会党・大宜味剛徳）等があった（平良辰雄、『戦後の政界裏面史』、南報社、1963、274頁参照）。

(3) 平良辰雄、同上書、278頁。

(4) 『世界』、1976年1月号、83頁。

(5) 中野好夫編、『戦後資料沖縄』、日本評論社、1969、142～156頁参照。

(6) 『祖国復帰闘争史』、24頁。

「悲願」を達成するために、組織化の必要性をさらに認識したのは、「土地闘争」を契機にしてであった。「土地接収」は、沖縄住民のまさに生存をおびやかす問題であり、それに反対する農民をはじめ、土地連合会、市町村長会、立法院、および琉球政府が四者協議会をつくって対抗、「四原則貫徹」へと立ちあがった。それが「島ぐるみ闘争」に発展した動因には、住民の危機感が存在したこととあわせて、ある程度の限界はあったが、指導體制が形成されつつあったことに注目したい。危機感が醸成されるのは、軍用地の強制接収に加えて、「一括払い」によって、①「自分の土地に対する権利の擁護が不可能となる」、②「地料の請求権は、所有権から生ずる権利であって基本的権利の一つである財産権であり、一括払いによる強制は、基本的権利を侵害すること甚しいもの」と受けとめられたからである。さらに、その背景には、「沖縄においては、土地は祖先からうけついだものであり、かつ、子孫に引き渡すべきものである。それは、財産的価値をもつのみでなく、その中に先祖の歴史があり、魂が含まれている。それ故に、沖縄住民は、土地が失われるということに対しては、強い反対を表明する」ということがあった。したがって、米国民政府によって「一括払い」が緩和され、限定土地保有権獲得を廃棄し、それに関する「一括払い方式」を完全に放棄すると発表されたとき(1958.8)を境に、危機感は鎮静化したのである。

しかし、「土地問題」は解決したのではなかった。とくに、「接収」について、争点を伏していたことは、当間重剛はじめ土地折衝にあたった沖縄側当事者の姿勢にもかかわっていることを重視しなければならない。ともあれ「四原則貫徹」をスローガンにした住民は「土地問題」を契機に、那覇では市長選問題が加わって、市民レベルの組織化へと動き出す。ここに至って復帰問題は、単に施政権返還のみを対象とするのではなく、市民の生活、権利と密接に関連して展開されるのである。権利問題では、米軍支配下でも、可能なかぎり権利を生かそうとしたことである。「土地闘争」や那覇市長選挙を通して抵抗し、権利を主張しようとする場合、住民は組織行動によって、個々人の「願望」を陳情し、実現の可能性を高めるのみでなく、自分の主張の正しさを確信し、発展させるものである。

かくして、組織は行為の現実的な統一体となる。もちろん個々人の行為が組織行為として統一されるためには個々人の行為を結合する合意が前提になければならない。復帰についての合意とは、単なる「願望」の総和ではなく、状況を打開するための組織の意思である。組織意思であるからには、組織内外の状況変動にコミットして組織の論理を進める。しかもそれは、制度規範に適合したものでなければならない。言うまでもなく制度規範は住民の行為によって実体化されるものであり、とくに、復帰運動においては、その点を認識する必要がある。

復帰運動は、沖縄の現実から構築された平和・人権尊重の意味内実が統一され、それが具体

(17) 中野好夫編、上掲書、180～181頁。

(18) 同上書、同頁。

(19) 沖縄本島と状況はやや異なるが、伊江島の土地闘争は権利闘争の観点から特筆されなければならないが、他の機会に譲りたい。阿波根昌鴻、『米軍と農民』、岩波新書、1973、を参照されたい。

的な組織行為へと反映されたものであった。復帰協が違憲訴訟を提訴した意図は、沖縄住民の権利を主張し、政府の責任を追及することによって、政府に対して、憲法の正当な行使を要求したこと⁽⁶¹⁾、また、それによって実質的に沖縄の現実を制度に関連づけ、空洞化しつつある憲法の内実を憲法の理念に接近させようとした。このような運動によって、制度規範を確立し、それを政府に実行させようとしたのである。制度は人々の関係であるけれども、それは自然に成立したままの関係ではなく、人々の熟慮および経験の所産であり、一つの目的観念として追求されるものである。したがって制度は、ただ一個人の観念に宿るばかりでなく、社会の多数の人々の意識に宿り、したがって多数の人々の意識はこの観念において統合され、社会行為として体现されるのである⁽⁶²⁾。

民族の自然の発露として発せられた民族感情は、組織意思を経て、制度規範へと展開されてきたが、実体としての復帰運動は流動している。復帰の内実を「施政権返還」のみに収斂するのではなく、権利の回復と活動に求めるとき、日本国憲法の規範である平和・人権尊重、国民主権が共有され、行使されなければならない。沖縄の住民が、沖縄の現実から生きようとするとき、限られた範囲内で問題をとらえるのではなく、それを組織および制度に関連づけ、それを運動態として認識し、自らを運動化したと考えられるのである。

2 社大党および復帰協の復帰政策

復帰運動は、自然発生的な民族感情に端を発していたとはいえ、組織のリードがなければ、民衆は集結した行動に発展しなかったであろう。復帰運動の展開は住民の組織への認識にも影響を与え、組織への理解および協力関係を築いた。

沖縄社会大衆党（社大党）は、1950年10月に次のような結党宣言を採択して、戦後の混迷を脱すべくスタートした。①政治が民衆のためのものであり、民衆のものであることの自覚と責任、②党はヒューマニズムを基底とした国民政党、③党結成の目的は、大衆の力を結集しての新琉球の建設にある、の三点を強調し、「復帰問題」については一言も触れなかった。当時の状況としては、「復帰問題」の表明に慎重にならざるをえなかったからである⁽⁶³⁾。

社大党は1951年1月によく常任委員会で「日本復帰署名運動を行なうことを決定」し、臨時党大会において、「日本復帰の願望」を内外に発表、復帰運動をスタートさせたのである。社大党の復帰の概念は「祖国復帰」であり、施政権の返還を指称している（第13回大会）。

上記の大会で社大党は、「…思うに琉球人が日本民族なることは今更論ずるまでもなく、同一民族が同一の政治体制下に置かれることは人類社会の自然の姿である」とし、したがって、

(61) 政治社会における権利がすべて「契約」に由来していると解するなら、「契約」の受託者である政府に「契約」の履行を要求するのは、人民の当然の権利であると解される（ルソー、『社会契約論』、第1編参照）。

(62) 秋永肇、『現代政治学』Ⅱ、富士書店、昭37年、238頁参照。

(63) 沖縄社会大衆党史編纂委員会編『沖縄社会大衆党史』1981、141頁、8頁。

(64) 同上書、21頁。

「日本に復帰することの望ましいことは、論ずるまでもない⁽⁶⁴⁾」としている。しかし、これらの復帰論は、「決して占領政策に反するものでない」とされ、復帰論が政策として必ずしも占領軍と相容れないものだと考えられないと慎重に表明された。社大党は、1951年3月、沖縄群島議会において、緊急動議を提出、「日本復帰要請決議」を行なわせている。さらに、平良辰雄は群島知事として、「群島政府の部長会議において、復帰問題を討議させ、日の丸掲揚、日本法の適用、沖縄と本土間の渡航の自由化など⁽⁶⁵⁾」を決議させたのである。この時期までは、復帰の思想は、個々人の「はやる心」であり、署名運動（1951.5）を契機にして、運動は、大衆の意識を喚起することに主眼がおかれている。

署名運動によって施政権返還を望む声は、高まったのであるが、それは、米民政府の弾圧によって、紆余曲折を経る。その発端は、比嘉秀平と社大党の新進会との間で、「復帰尚早論」を契機に起きた。前者は、経済的な充足を伴ってこそ「復帰」の意義があると主張し、後者は、民族の一体化を強調し即時返還を主張した。前者においても施政権の返還を否定するのではなく、ただ「時期尚早」であるにすぎないとされた⁽⁶⁶⁾。では、前者の主張は、単に権力欲にかられた事大主義の立論であったのだろうか。前者の論説がほとんど公表されていないため、かれの復帰の思想について速断はできないが、かりに前者には後者に比べ、日本政府への不信感が強く、そのために、施政権返還を即座には出張できなかったとしたならば、それとの関係で「復帰」の思想を分析する必要があるだろう。本稿で前者の正当性を是認しようとしているのではなく、1950年代の初期において、「復帰」の思想を「施政権返還」に短絡化させていったことの問題性を指摘するに止めたい。ともあれ、「復帰」への願望は「署名運動」（1951）にみられるように社大党の呼びかけに応じて住民がそれに答える形で高揚していった。「天願事件」（1953.4）、土地収用に関するオグデン声明（1953.5）に発し、「プライス勧告」（1956.6）に至るまでのいわゆる「土地闘争」にみられる住民の危機感は、「四者協議会」結成へと組織化されていく⁽⁶⁷⁾。このような状況下で社大党は、復帰とは、「祖国復帰」あるいは施政権返還であるとの基調に基づき、そのためには、保守勢力との妥協もなされたのである。「プライス勧告」に対する社大党の対応や当間重剛主席任命過程での対応、さらに那覇市長選挙（1958、1）における社大党の態度は、民衆の動向を適確に反映したものでなかったが、住民の「復帰」への願望を運動に転化し、状況を打開してきた行為は、ある意味で評価されよう。社大党の復帰政策は平和憲法への復帰を強調したために、一面では住民の「心情」をとらえていた。しかし他面においては米国民政府の統治政策を許容する面をも有していた。次の文中に端的にそのことが表われている。「党の軍用地問題に対する基本姿勢は、賃借料の一括払いには絶対反対であるものの、沖縄の米軍基地の重要性については理解を示し、したがって琉球政府を通じてなされる

(64) 同上書、21～22頁。

(65) 同上書、22～23頁。

(66) 平良辰雄『戦後の政界裏面史』、247～270頁参照。

(67) 沖縄タイムス、『沖縄の証言』下、昭48、参照。

米国政府と地主間の賃貸借契約は、その契約が日本の主権を侵害せず、また適正な賃借料を規定する限り、反対すべきものではなかった。(中略)何はともあれ、日本復帰を最優先に全ての政治課題に現実的に対処しようとする社大党の基本姿勢の現われであった⁽⁸⁹⁾

「土地問題」の膠着状態を打開するため、比嘉秀平ら6名が渡米した。しかし、その後「プライス勧告」が発表され、社大党の提唱した「無抵抗の抵抗」も結局は不調に終り、「一括払い」容認の当間重剛を主席に任命することによって、米民政府は政治的状况を一応、打開したかにみえた。ところが、住民の反米感情は、瀬長亀次郎那覇市長を誕生させることへと動き出し、民連ブームへと連動し、「教育四法」(1958.1)を成立させることによって、住民レベルでの連帯を拡大強化したのである。

このような住民の動向に対する社大党の対応は、平良辰雄の那覇市長敗戦の弁にも伺うことができる。「民連の勝利は自治法改正の布令に対する住民の怒り、反米感情がいかに根強いものであるかの証拠だと思う。(中略)この結果によって、アメリカは今こそ反省すべきだ(中略)今後はもう政界には出るまいと考えている⁽⁹⁰⁾」。米民政府への抗議とともに住民の政治動向を把握できなかつたもどかしさを読みとることができよう。社大党が平良辰雄を推した背景には同氏が「復帰運動」を推進した栄光の人であったことを考慮に入れ、同氏を先頭に立てて幅広い「復帰運動」を燃え立たせようとのねらいがあった⁽⁹¹⁾という。このことは、平良と当間重剛の近密な関係に危惧をいただいていた住民の動向を軽視した結果であった。すなわち、瀬長市長誕生から民連ブームに至る住民の政治対応の鋭さを十分に把握することができなかつた。社大党のこのような状況判断の弱さあるいは住民組織化の弱さは、主席任命に関する「第一党方式」(1958.11)をめぐる露呈された。このような結果に至った原因の一つには、復帰の概念を「施政権返還」に固執するあまり、個々人の権利をも、それに還元しようとする思考にあり、住民の動向を適確に把握でなかつたためではないだろうか。

瀬長那覇市長誕生(1957.1)から復帰協結成(1960.4)までの時期は、1950年代前半で受けた危機感を、米民政府の弾圧の中で組織化しようと模索した時期であり、施政権返還を目指しながらも、住民が市民生活あるいは市政レベルでの権利を獲得しようとした時期だったとみることができよう。このような経験を経て復帰思想の重要な要素である権利意識が形成され、闘いとった権利を維持発展すべく、組織化が進められる。闘いとった権利は、日常生活で「生かす」ことによって、共有財産と認識され、したがってこのような権利意識には義務意識を伴うのである。さらに、このような市民運動によって獲得された権利は、憲法に保障されることによって確立されることになり、復帰運動は、その方向へと展開されることになる。1960年代の復帰運動は、このような住民意識および組織運動によることになる。これに対して、社大党は施政権返還運動を、平和条約第3条および憲法と関連させ、米軍支配の不当性あるいは違法

(89) 『社大党史』、47頁。

(90) 同上書、54頁。

(91) 同上書、同頁。

性攻撃に集中したため、復帰問題は法的問題と化す一側面をもっていた。⁽⁸¹⁾したがって、それによって米軍統治の不当性を指摘できたとしても、住民の日常生活を組織化する運動の起爆剤にはなり難い。社大党が復帰思想に内在する自治意識を政策化する場合、住民の生活から具体的に目標を設定し、運動を展開する必要があった。今日、社大党が施政権返還による復帰から「自治確立への闘い」へと政策転換したとしても、⁽⁸²⁾既述のように復帰の含意を転換したとは考えられない。運動は止むに止まれぬ状況から発せられた権利闘争であり、高邁な理想を追求するというより、米軍の弾圧に対して無為でいるならばさらにひどい弾圧危機におちいることが明らかであり、その弾圧、危機に抵抗せざるをえなかったために、起こされたのであった。日本国憲法への関心も、このような現実を脱皮するための一方策として受けとめられている向きも否定できないのである。状況の適確な把握なしには具体的な政策の定立は困難であり、したがって運動への転化においても、検討を必要としていた。

復帰運動は、沖縄県祖国復帰協議会（略称復帰協）の結成（1960. 4）によって、一段と飛躍する。その第一の特徴として、市民運動を統一したこと、すなわち、従来の社大党や教職員会等による復帰運動を統合するのみでなく、市民の参加を呼びかけ運動を展開したこと、第2には、沖縄違憲訴訟等を通して本土との連帯を強め、政府に対して憲法の順守をせまり、その責任を追求していったこと、があげられよう。1960年代の復帰運動は、1958年ころから顕著になった組合の組織化に支えられたものであった。

復帰協は復帰達成のための具体的な目標として、①サンフランシスコ平和条約第3条撤廃、②原水爆基地の撤去、③自治権獲得、④基本的人権の保障、⑤差別的、植民地的政策撤廃、⑥憲法改悪、安保体制反対等をかかげている。⁽⁸³⁾本稿ではそれらのなかの若干についてごく簡単に触れるに止めたい。「自治権獲得」について、実質的に復帰をかちとる立場から自治権を獲得するために、また、「立法、予算を執行する琉球政府が、真に県民の意志にそった施政がなされなければならない」⁽⁸⁴⁾ためにも、「主席の指名に反対し主席公選をかちとる」ことが決定され、その闘争の中でいわゆる「立法院事件」（64.10）を起こした。しかし、60年代の復帰運動は、それを単なる「事件」として処理するのではなく、裁判闘争を通して権利を主張し、権利を共有のものと認識していったことにその特徴がある。「立法院事件」について、復帰協弁護団は、次のように述べている。「この主席公選運動は、単に行政主席の選任権は、民主政治の原理に基き、県民の固有の権利として承認されるべきである、という県民の主席選任権を観念的に主張するためのみに起ったものではない。（中略）現在の沖縄の統治体制の下では、奪われた県民の政治的自治、生命、身体、財産、その他の基本的人権を回復するためには、どうし

(81) 例えば、社大党による「米国の沖縄統治の決算」（1963）にみられる状況分析および評価を参照。

(82) 『沖縄社会大衆党史』、1981、138～140頁。

(83) 『復帰闘争史』、212～215頁。

(84) 同上書、213頁。

(85) 同上書、215頁。

ても主席公選を実現し、公選主席を先頭に県民世論を結集して相当強い姿勢で米民政府にあたるのでなければ到底所期の目的を達成することはできないからである。⁽⁶⁶⁾ 施政権返還を大前提としているが、基本的人権が明確に希求されている。

権利意識および権利保障要求の高揚は、「沖縄違憲訴訟」(65.9)でも見られる。「沖縄違憲訴訟」が、さらに本土との連帯を促進させたこと、および、日本政府の責任を追及し、人権の尊重を訴えていったことの意義は大きい。「沖縄違憲訴訟」闘争は、「沖縄の現実を正し、日本に取り返す祖国復帰の闘いの一環として」⁽⁶⁷⁾とありあげられ、①平和条約第3条にもとづく、アメリカの沖縄占領の不当性の追及、②日本国民として当然保有する基本的人権を日本政府に認めさせること、を眼目として提訴された。この訴訟では、基本的人権の確保が単なる復帰への手段ではなく、復帰の内実として、沖縄の現実から沖縄住民の基本的人権を裁判所に(すなわち客観的に)認めさせ、日本政府をして実質的にそれを確保させようとしている。「沖縄違憲訴訟」の闘争を通じて、米軍による沖縄統治の不当性を条約および憲法の問題として明らかにすると同時に、日本政府の責任、とりわけ憲法の順守を追及したことは、沖縄の人々の復帰思想の内実、とくに日本政府との関係において、基本的人権を認識させ、その確保が本土との連帯で促進される必要性を認識させた。

弁護団は次のように述べている。「平和条約第3条に基づくアメリカの施政権に、まさに生殺与奪の権利を与えてオールマイティを欲しまゝにしているが、これをこのまゝ放置し、米軍に沖縄県民の基本的人権の処分まで与えているのは日本政府の許されない怠慢といわなければならない。政府は、沖縄県民に対してどのような弁解も通用しない憲法違反を続けている。

(中略) 沖縄県民の参政権をはじめとする居住移転、婚姻、言論結社などの自由、法の下における平等、生存、教育、裁判をうける権利など、あらゆる問題について、日本国民としての権利回復をたたかいとるまで追求の手をゆるめることはできない。」これに対して政府は、「沖縄住民に対する施政権は、基本的人権に関するものをも含めて、アメリカ合衆国に帰属しているのである。云い換えれば、日本国は、法的には、沖縄住民の基本的人権に関する施政権を有していない⁽⁶⁸⁾」と答え、沖縄の住民に対してのみでなく、憲法の保障する基本的人権(固有の権利)についても、認識の浅さを露呈しているといわざるをえない。

また、「B52撤去、原潜寄港阻止県民共闘」(別称・生命を守る県民共闘(69.2))においても、復帰協の役割はいかなく発揮された。とくに、①県内の市民参加を求め連帯を強化したこと②本土(とくに総評)との連帯によって、日本政府の外交に影響を与えたこと等は、従来の復帰運動では展開できなかった面であった。そこには、「県民の上におおいかぶさっている戦争

⁽⁶⁶⁾ 同上書、1005頁。

⁽⁶⁷⁾ 同上書、1034頁。

⁽⁶⁸⁾ 同上書、同頁。

⁽⁶⁹⁾ 同上書、1037頁。

⁽⁴⁰⁾ 同上書、1053頁。

の脅威をもはや一刻の猶予も許されぬ生命の危機から解放されるため、心のそこから怒りをこめて、強く要求する」ほどの危機感があったのである。「マチャグワーのおばさんたちは、閉店して行動に参加⁽⁴¹⁾した。県内で「対策協議会方式」の必要性がいわれるようになったのは、集成刑法反対闘争⁽⁴²⁾（1959）の経験からだといわれている。「土地闘争⁽⁴³⁾」で民衆の生存および主権に関する危機感が高まったとはいえ、組織化が未熟であったのに比べ、「集成刑法」闘争では組織化が見られる。

ところで、復帰の思想について見ると、かつて個人々の「願望」は、「組織意思」へと展開され、さらに1960年代には組織を連帯させる「共同意思」にまで発展したといえよう。共同行動としての復帰運動への認識は、復帰思想が一人成長して歩き出したのではなく、上述の経験を経て、共同行為によって形成されてきたのである。すなわち、1950年代初期、86%を占めた「復帰の願望」から、大衆は烏合の衆としてではなく、政治的な「力」へと発展し、形成されていったとみることができる。

当時、組合のリーダーとして、復帰運動に参加した人々は「労働運動の発展は復帰運動の発展に結びついて行った」（糸州一雄・復帰結成準備委員長）、「復帰運動は自治権拡大の運動であった」（中根章・初代原水協理事長）、「全軍労の闘いは、復帰闘争そのものであった」（友寄信助・全軍労書記長）、とそれぞれ当時を述懐している。このような言は、復帰運動が組織活動を通して展開されたことからくる実感であろう。また、復帰協事務局長（第6代）・仲宗根悟は、「復帰闘争を通して県民は、自ら意識を覚醒したこと、目標を正しく設定すれば、全県民のエネルギーを結集できること、国民世論を統一し、国際世論にまで発展させた闘いは（中略）我々県民が主体的に闘い取ったものであることに歴史的意義がある⁽⁴⁴⁾」と述べている。沖繩の復帰運動が、単に施政権返還のみを目指していたのではなく、その内実として権利獲得およびその保障を目指していたことを、これらの人々は証言している。

結びにかえて

本稿であえて復帰の概念に触れたのは、沖繩の住民の主体性を、復帰運動の中から構築したいからにほかならない。主体性とは行為者の意思をぬきにはありえないのであり、組織意思への展開が問われるのである。状況、組織、制度と連関して、復帰の観念は、実生活のなかでの「作動的な観念」⁽⁴⁵⁾（operative ideals）とみられるのである。したがっていったん獲得した権利でも協働して守らないかぎり崩壊の運命にある。そのような意味で「権利や自由は置き物のようにそこにあるのではなく、現実の行使によってだけ守られる。（中略）その意味では、近

(41) 同上書、1105頁。

(42) 同上書、1315頁。

(43) 『社大党史』、72頁。

(44) 『復帰闘争史』、1311頁。

(45) 同上書、1325頁。

(46) A. D. Lindsay, *The Modern Democratic State*, Oxford Univ. Press, 1962, pp.37~38.

代社会の自由とか権利は、どうやら生活の惰性を好む者」等には「荷厄介なしろ物だ⁽⁴⁷⁾」ということがここでも想起されるのである。沖縄の復帰運動が、現実打開を志向して始動したとはいえ、制度同一化への志向が強かっただけに、制度の「物神化」を不断に警戒する必要がある。そのためにも復帰の概念を「施政権返還」に同一化させるのではなく、人々の権利回復と関連づけ、構築する必要があるのではないか。換言すれば、沖縄の復帰運動を単に制度化への問題として構造的にとらえるのではなく、機能的側面をも適確に分析し、評価する必要がある。

とくに従来強調された「憲法への復帰」論にあえて対比するならば、動態的側面を強調する必要がある。すなわち、施政権返還によって日本の法律の適用を受けたとしても、基地の存在によって平和が脅かされ、参政権が実質的に制約されるならば、人権保障も進展したとはいえない⁽⁴⁸⁾。自治についても、いわゆる「三割自治」でしかないといえれば、真に沖縄の住民が復帰したとはいえないであろう。施政権返還によって沖縄の復帰を規定しようとする立論の弱さは、構造を強調しすぎるところにある。既述のように、運動を法律論でとらえることによって、その動態的側面を見逃すからであろう。沖縄の復帰運動を住民の主体的な作為とみるならば、まず、運動の機能面を強調する必要がある。もちろん、機能は何らかの構造を形成して安定化するのであるから、構造を軽視してよいはずはない。制度規範は、人々の行為（組織行為）によって、つねに保持され、現実化されることに留意する必要がある。

(82. 9. 30)

(47) 丸山真男、『日本の思想』、岩波新書、155～156頁。

(48) 復帰運動の一環として行なわれた請願によって生じた立法院事件で、施政権返還後、日本の法律で有罪になるということは、施政権返還の一つのアイロニーであろう。

本稿は、昨（1981）年12月、南島文化研究所・復帰部会での報告（論題・「社大党の復帰政策」）に補足して、まとめたものである。研究にあたって、一部本学から特別研究費を受けた。記して謝意を表します。